

# 社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

## ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者や障がい児・者、子育て中の親子などが地域で孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域住民やボランティアが自主的に行うふれあい、交流の場づくりに対して助成することにより、地域で支え合い共に生きる福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

### (事業主体)

第2条 社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が事業主体となり、町内の集落（以下「運営者」という。）の自主運営とする。ただし、集落単独での実施が困難な場合、近隣の複数の集落が合同で行うことも認める。

### (事業内容)

第3条 この事業のサロン活動とは、次のいずれにも該当するものをいう。

#### ①実施回数及び時間

年間6回以上（2ヵ月に1回以上）の実施を原則とし、内容に応じた活動しやすい時間とする。

#### ②実施場所

公民館、集会所または空き民家など参加者が集まりやすい場所とする。

#### ③対象者及び人数

主に活動地域内に在住する高齢者、障がい児・者、子育て中の親子など地域で孤立しがちな方を参加対象とし、希望者も含めて、おおむね5人以上とする。

#### ④活動内容

参加者や地域の実情に応じた多様な活動とするが、高齢者サークル活動、営利活動、宗教活動、政治活動などは対象としない。

### (助成金)

第4条 社協は、この事業の実施に必要な経費の一部として、運営者に対して予算の範囲内で助成する。

2 助成金の額は、1回1,000円とし、上限額25,000円とする。ただし申請書の参加者数が15人以上の場合は1回2,000円とする。

なお、年度中途からの運営者については、申請のあった翌月に助成をする。

3 初めて取り組む運営者については、初年度5,000円を上限とし助成する。

### (実施期間)

第5条 この事業は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に実施するものとする。

(助成の申請及び報告)

第6条 運営者は、事業の実施前に活動助成申請書(様式1)を提出し、助成決定通知後、速やかに助成金交付請求書(様式2)を提出する。

2 事業が完了後2週間以内に活動実績報告書(様式3)に助成対象経費の領収証(写し可)を添付して提出する。

(費用)

第7条 この事業に要する費用は、会費寄付金をもってこれに充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月14日から施行し、令和3年3月31日まで適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和4年3月31日まで適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和5年3月31日まで適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和6年3月31日まで適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和7年3月31日まで適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。